3　ベトナム社会主義共和国政府は、借款Ⅰに基づいて又は借款Ⅱに基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

4　Ⅰ3(1)及びⅡ4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　JICAについて、借款Ⅰ及び借款Ⅱ並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表A1欄及び付表B1欄に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

6　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款Ⅰ及び借款Ⅱが適正にかつ専ら付表A1欄及び付表B1欄に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　借款Ⅰ及び借款Ⅱに基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表A1欄及び付表B1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者並びにベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款Ⅰ及び借款Ⅱに基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

7　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a)　付表A1欄及び付表B1欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表A1欄及び付表B1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

8　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　付表A及び付表Bは、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック閣下

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　坂場三男

付表A

| 1 | 2 | | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業計画名 | 供与限度額 | | 利子率（パーセント） | 償還期間 | 支出期間（借款契約の発効の日の後） |
| 1　国道一号線バイパス道路整備計画（第二期） | 四十一億四千百万円 | コンサルタントに対する支払部分 | 一・二<br>〇・〇一 | 十年の据置期間の後二十年 | 三年 |

総　額　四百二十八億三千万円

付表B

| 1 | 2 | | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業計画名 | 供与限度額 | | 利子率（パーセント） | 償還期間 | 支出期間（借款契約の発効の日の後） |
| 2　タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第一期） | 二百七億三千七百万円 | コンサルタントに対する支払部分 | 一・二<br>〇・〇一 | 十年の据置期間の後二十年 | 八年 |
| 3　貧困地域小規模インフラ整備計画（第三期） | 百七十九億五千二百万円 | 優先条件適用部分（地球環境・公害対策関連部分） | 〇・五五 | 十年の据置期間の後三十年 | 六年 |
| | | 一般条件適用部分 | 一・二 | 十年の据置期間の後二十年 | |
| | | コンサルタントに対する支払部分 | 〇・〇一 | | |

総　額　二百二十億六千百万円

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十月二十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　坂場三男閣下

| 1 | 2 | | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業計画名 | 供与限度額 | | 利子率（パーセント） | 償還期間 | 支出期間（借款契約の発効の日の後） |
| 1　省エネルギー・再生可能エネルギー促進計画 | 四十六億八千二百万円 | コンサルタントに対する支払部分 | 〇・二五<br>〇・〇一 | 十年の据置期間の後三十年 | 五年 |
| 2　中小企業支援計画（第三期） | 百七十三億七千九百万円 | コンサルタントに対する支払部分 | 一・二<br>〇・〇一 | 十年の据置期間の後二十年 | 五年 |